

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の対象者です!

1. 支給対象者

■ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **令和4年6月22日に**、児童扶養手当の支給対象口座へ振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。(給付金の振込日以降に受給拒否の届出があった際は、給付金を返納していただく手続きを執りません。)
- ※ 令和4年4月分の児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約した等、給付金の支給に支障が出るおそれがある場合は、口座変更の手続きをしてください。

* 制度に関するお問合せは下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-400-903

(受付時間：平日9:00~18:00)

* 個別の届出(受給拒否の届出、振込先口座変更)に関しては、お住まいの町村の役場までお問い合わせください。

* 給付金の振込が完了した後に給付金受取口座を変更することはできませんので、御了承ください。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。